

徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画（第7期）の策定にあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の実態やニーズに即した課題に関すること
- (2) 徳島市障害者計画及び徳島市障害福祉計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 市民会議は、委員23名以内で構成し、福祉関係団体、その他関係諸団体・機関から選ばれた者及び学識経験者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が発生したとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(書面による協議)

第6条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による協議を行うことができる。

- 2 書面による協議における会議の議事は、委員の半数以上が当該書面による協議に参加することにより成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は、健康福祉部障害福祉課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。